

# 令和5年 第4回

## 豊後大野市農業委員会 総会議事録

日 時 令和5年4月14日(金)午後2時00分  
場 所 豊後大野市役所本庁舎 5階 委員会室

### 出席委員

出席委員 15名 欠席委員 0名

	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
会長	15	衛藤 英教	○						
委員	1	三代 忠佑	○	6	渡邊 丸美	○	11	廣瀬 英雄	○
	2	麻生祐三子	○	7	衛藤 講治	○	12	三宮 憲治	○
	3	後藤 綾子	○	8	小野伊八郎	○	13	後藤 茂廣	○
	4	木村滋一朗	○	9	久保田直宏	○	14	工藤 妙子	○
	5	小野不二夫	○	10	工藤 幸市	○			

### 農業委員会事務局 職員等

事務局長 足立 崇  
係 長 原尻 雄一  
係 員 武生 駿佑 柴谷 孝俊  
農業振興課 甲斐 久満

### 議事録署名委員の指名

1番 三代 忠佑 2番 麻生 祐三子

### 報告事項

- (1) 会長報告及び各種報告
- (2) 報告第 7号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について
- (3) 報告第 8号 農地所有適格法人の要件審査について
- (4) 報告第 9号 農用地利用集積等促進計画の取下げについて
- (5) 報告第 10号 農地利用最適化推進委員候補者の選任について

### 議 事

- (1) 議案第 21号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定による、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定について
- (2) 議案第 22号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画（案）の決定について
- (3) 議案第 23号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (4) 議案第 24号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- (5) 議案第 25号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- (6) 議案第 26号 現況証明（非農地証明）について
- (7) 議案第 27号 農地移動適正化斡旋委員の指名について
- (8) 議案第 28号 農業委員会による最適化活動の推進等について

## 会議の概要

事務局	会長に報告いたします。本日の出席委員は15名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第10条の規定により、会議は成立します。 それでは、これからの進行を豊後大野市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により、会長をお願いいたします。
-----	---

### (1) 開 会

議 長	みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中に多くの方のご出席をいただきまして感謝を申し上げます。(以下省略) 皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしくお願いします。 それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は15名であります。 開会に当たり、ここで委員皆さんをお願いをいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。 また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭をお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。 それでは、ただいまから令和5年第4回豊後大野市農業委員会を開会いたします。  (とき：午後2時06分)
-----	---

### (2) 議事録署名委員の指名

議 長	日程2の議事録署名委員の指名ですが、豊後大野市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、私から指名いたします。 1番：三代忠佑委員、2番：麻生祐三子委員をお願いします。
-----	---

### (3) 報告事項

議 長	日程3の報告事項に入ります。 まず、会長報告及び各種報告であります。令和5年第3回定例総会から本日の令和5年第4回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料1にまとめております。資料1をご覧ください。 その中から、※のついた4点について、2頁に会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。  (資料1を朗読)
議 長	私からの報告は以上です。 続いて、「報告第7号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」事務局の説明を求めます。

	<p>事務局</p> <p>それでは、議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>(議案書のとおり番号1番の1案件について朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
<p>議 長</p>	<p>質問が無いようですので、次に進みます。</p> <p>続いて、「報告第8号 農地所有適格法人の要件審査について」事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局</p> <p>議案書の1ページをお開きください。</p> <p>(議案書のとおり番号1番から4番までの4案件について朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
<p>議 長</p>	<p>質問が無いようですので、次に進みます。</p> <p>続いて、「報告第9号 農用地利用集積等促進計画の取下げについて」事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局</p> <p>議案書の2ページをお開きください。</p> <p>(議案書のとおり番号1番の1案件について朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
<p>議 長</p>	<p>質問が無いようですので、次に進みます。</p> <p>続いて、「報告第10号 農地利用最適化推進委員候補者の選任について」事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局</p> <p>別紙資料をご確認ください。</p> <p>(議案書別紙のとおり農地利用最適化推進委員候補者の選任について朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
<p>議 長</p>	<p>質問が無いようですので、次に進みます。</p>

(4) 議 事

議 長	<p>これより、日程4の議事に入ります。</p> <p>まず、「議案第21号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」を議題とします。</p> <p>それでは、提出者の説明を求めます。</p>
農業振興課	<p>それでは議案第21号の説明をさせていただきます。1ページの議案第21号をご覧ください。</p> <p>農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、農業委員会の決定を求める。</p> <p>令和5年4月14日提出 豊後大野市長 川野文敏</p> <p>（議案書に基づいて令和5年4月15日公告予定分を朗読）</p>
議 長	<p>提出者である農業振興課の説明が終わりました。</p> <p>ここで、議案第21号の案件につきましては、2番：麻生祐三子委員と15番委員の私に関係していることから、農業委員会会議規則に基づき、退席をします。これからの進行につきましては、14番：工藤妙子委員にお願いします。</p> <p>（2番委員 15番委員 退席）</p>
14番委員	<p>この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、まず議案第21号についてこれより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
14番委員	<p>無いようですので、質疑を打ち切り採決します。議案第21号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>挙手全員です。</p>
14番委員	<p>挙手全員により、「議案第21号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」は、原案のとおり決定されました。</p> <p>2番委員、15番委員の入室を認めます。</p> <p>（2番委員 15番委員 入室）</p>
議 長	<p>次に、「議案第22号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画（案）の決定について」を議題とします。</p> <p>それでは、提出者の説明を求めます。</p>
農業振興課	<p>引続き、同じ冊子の21ページ目をご覧ください。議案第22号でございます。</p> <p>今回、中間管理機構の貸借地にて配分替え等がございます。配分替えの計画につきましては、別の議案として提出いたしております。</p> <p>農用地利用集積等促進計画（案）を別紙のとおり策定するために、農地中間管理事業</p>

	<p>の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会の意見を求める。 令和 5 年 4 月 14 日提出 豊後大野市長 川野文敏</p> <p>(議案書に基づいて農用地利用集積等促進計画(案)を朗読)</p>
議 長	<p>提出者である農業振興課の説明が終わりました。 ここで、議案第 22 号の案件につきましては意見を求められておりますが、15 番委員の私が関係していることから、農業委員会会議規則に基づき、退席をします。これからの進行につきましては、14 番工藤妙子委員にお願いします。</p> <p>(15 番委員 退室)</p>
14 番委員	<p>この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、議案第 22 号についてこれより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
14 番委員	<p>無いようですので、質疑を打ち切り採決します。議案第 22 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>挙手全員です。</p>
14 番委員	<p>挙手全員により、「議案第 22 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画(案)の決定について」は、原案のとおり「問題ない」といたします。 15 番委員の入室を認めます。</p> <p>(15 番委員 入室)</p>
議 長	<p>ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。</p> <p>(とき、午後 2 時 26 分)</p>
議 長	<p>それでは、再開します。</p> <p>(とき、午後 2 時 27 分)</p>
議 長	<p>次に「議案第 23 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の 3 ページ、あわせて概要書の 1 ページをお開きください。</p> <p>(議案書のとおり番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件について朗読)</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。 ここで、番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件について、地区審査会の報告を求めます。それでは、番号 1 番の 1 案件を 9 番：久保田直宏委員にお願いいたします。</p>
9 番委員	<p>三重の久保田直宏です。4 月 6 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さ</p>

	<p>んへの売買による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人は兼業農家で、農業経営を縮小していくにあたり申請地の管理に苦慮していました。譲受人は、申請地の近隣で営農する農家で、今回、譲受人から譲ってくれないかと相談したところ、売買で話がまとまり申請を行ったものです。</p> <p>審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>次に、番号2番の1案件を8番：小野伊八郎委員にお願いいたします。</p>
8番委員	<p>朝地の小野伊八郎です。4月6日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。番号2番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの贈与による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人と譲受人は親子です。譲渡人が高齢となり耕作が難しくなったことから、将来的なことを考え、譲渡人から生前贈与の相談をしたところ、話がまとまったため、申請を行ったものです。</p> <p>審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>次に、番号3番の1案件を14番：工藤妙子委員にお願いいたします。</p>
14番委員	<p>大野の工藤です。4月5日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。番号3番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの売買による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人は、相続により申請地を取得しましたが、自身は農業を行っていないため、管理に苦慮していました。譲受人は、近隣で営農している農家で、今回、譲渡人からもらってくれないかと相談があり、譲受人も自身の経営地に近く利便性も良いことから、売買で話がまとまり申請を行ったものです。</p> <p>審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>次に、番号4番の1案件を5番：小野不二夫委員にお願いいたします。</p>
5番委員	<p>犬飼の小野不二夫です。4月6日に行いました犬飼地区審査会の審査結果を報告いたします。番号4番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの贈与による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人は、自身の経営地から離れている申請地の管理に苦慮しており、以前から管理を譲受人に依頼していましたが、この度もらって欲しいと相談したところ、譲受人も、自身の居宅に隣接しており利便性が高いことから、贈与で話がまとまったため、申請を行ったものです。</p> <p>審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第23号の番号1番から番号4番までの4案件についてこれより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>

議 長	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第 23 号の番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。</p> <p>これから採決します。議案第 23 号の番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>挙手全員です。</p>
議 長	<p>挙手全員により「議案第 23 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」の番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件については、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、「議案第 24 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の 3 ページ、概要書の 5 ページ、図面の 1 ページをお開きください。</p> <p>(議案書のとおり番号 1 番及び 2 番の 2 案件について朗読)</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。ここで、番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について、地区審査会の報告を求めます。</p> <p>それでは、番号 1 番の 1 案件を 9 番：久保田直宏委員にお願いいたします。</p>
9 番委員	<p>三重の久保田直宏です。4 月 6 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番の案件についてですが、申請者■■■■さんの農地の転用の件についてであります。</p> <p>申請地は、平成 18 年 3 月に申請者が購入しましたが、農業用倉庫を所有していなかったため、平成 18 年 6 月に農業用倉庫を建築しました。知人から新たな農地を譲り受けるにあたり、農業委員会に相談したところ、申請地が農地であり、是正が必要であることがわかり申請を行ったものです。</p> <p>審査の結果、許可基準の農地区分第 2 種農地のその他のに該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものはなく、第 2 の 1 の (1) のカの (イ) の申請地に代えて周辺の他の土地では、当該申請に係る事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>次に、番号 2 番の 1 案件を 8 番：小野伊八郎委員にお願いいたします。</p>
8 番委員	<p>朝地の小野伊八郎です。4 月 6 日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 2 番の案件についてですが、申請者■■■■さんの農地の転用の件についてであります。</p> <p>申請人は、高齢となり後継者もないため、農地の整理を考えました。申請地に杉苗 550 本を植林し、今後は山林として管理を行う計画を立てたことから、農振除外後に申請を行ったものです。</p> <p>審査の結果、許可基準の農地区分第 2 種農地のその他の農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものはなく、第 2 の 1 の (1) のカの (イ) の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第 24 号の番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について、これより質疑を許可します。</p>

	<p>[ありません]の声あり</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。          審査報告は、議案第 24 号の番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。          これから採決します。議案第 24 号の番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>挙手全員です。</p>
議 長	<p>挙手全員により、「議案第 24 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」の番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について、原案のとおり許可することに決定されました。          次に「議案第 25 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の 4 ページ、概要書の 7 ページ、図面の 7 ページをお開きください。</p> <p>(議案書のとおり番号 1 番の 1 案件について朗読)</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。          ここで、番号 1 番の 1 案件について、地区審査会の報告を求めます。          それでは、番号 1 番の 1 案件を 10 番：工藤幸市委員にお願いいたします</p>
10 番委員	<p>三重の工藤孝市です。4 月 6 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから譲受人■■■■さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。          譲受人は、現在、譲受人の実家に妻と子供 2 人で居住していますが、子供の成長に伴い新築を計画しました。知人に相談すると申請地を紹介され譲渡人に相談したところ、譲渡人も申請地の管理に困っていたことから、売買で話がまとまったため申請したものです。          審査の結果、許可基準の農地区分第 3 種農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものはなく、第 2 の 1 の (1) のエの(イ)の第 3 種農地の転用は、許可をすることができるに該当すると認められ、問題ないと認められました。          以上、報告します。</p>
議 長	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第 25 号の番号 1 番の 1 案件についてこれより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第 25 号の番号 1 番の 1 案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。          これから採決します。議案第 25 号の番号 1 番の 1 案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>挙手全員です。</p>
議 長	<p>挙手全員により「議案第 25 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」の番号 1 番の 1 案件については、原案のとおり決定されました。          次に、「議案第 26 号 現況証明(非農地証明)について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>



事務局	<p>議案書の4ページ、概要書の8ページ、図面の10ページをお開きください。</p> <p>(議案書のとおり番号1番及び番号2番の2案件について朗読)</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。ここで、番号1番及び番号2番の2案件について、地区審査会の報告を求めます。</p> <p>それでは、番号1番及び番号2番の2案件を7番:衛藤講治委員にお願いいたします。</p>
7番委員	<p>清川の衛藤講治です。4月5日に行いました清川地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願いについてであります。</p> <p>申請地は、耕作をしていた亡祖父が耕作放棄をし、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。</p> <p>判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。</p> <p>地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>次に番号2番の案件についても、所有者■■■■さんの非農地証明願いについてであります。</p> <p>申請地は、耕作をしていた亡母が体調を崩しそのまま耕作放棄し、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。</p> <p>判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。</p> <p>地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第26号の番号1番及び番号2番の2案件について、これより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>審査報告は、議案第26号の番号1番及び番号2番の2案件につきまして、「発行基準に該当する」との報告であります。</p> <p>これから採決します。議案第26号の番号1番及び番号2番の2案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>挙手全員です。</p>
議 長	<p>挙手全員により、「議案第26号 現況証明(非農地証明)について」の番号1番及び番号2番の2案件については、原案のとおり証明することに決定されました。</p> <p>次に、「議案第27号 農地移動適正化幹旋委員の指名について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の5ページをお開きください。</p> <p>(議案書のとおり番号1番の1案件について朗読)</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑を許可します。</p>

<p>議 長</p>	<p>[ありません]の声あり</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>斡旋委員は、農業委員会が指名することとなっています。あらかじめ地区審査会等で推薦されていますので、私から斡旋委員を指名いたします。</p> <p>れでは、番号1番の1案件を、8番：小野伊八郎委員と30番：後藤弘委員にお願いします。</p> <p>なお、この案件については、お世話していただく斡旋委員をご指名いたしましたが、迅速かつ適切な斡旋処理を行うためには、斡旋委員のみならず、他の農業委員さんの支援や協力も不可欠であると考えています。積極的な情報の提供等、御支援、御協力のほどよろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、「議案第28号 農業委員会による最適化活動の推進等について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第28号と書かれた別冊議案書をご覧ください。</p> <p>(議案書のとおり農業委員会による最適化活動の推進等について朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>本案件につきましては、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づき、決定を求めるということで、ただいま事務局より説明がありました。これより質疑を許可します。</p> <p>はい、11番委員。</p>
<p>11番委員</p>	<p>実際、これは目標であって達成するのは難しいのではないのでしょうか。遊休農地の問題において、解消目標で32ha、新規で42haとなっていて、解消目標よりも新規遊休農地の方が多いわけですよね。5分の1を解消しなければならないとあって、それよりも新しい遊休農地の方が多いとなると、市がもう少し補助金を出したり等で、集積がうまく進んでないところへの対策を進めるべきではないのかなと思います。</p> <p>条件が悪い農地は大規模農家も集積の取り組みに苦慮している現状が見受けられますし、そういったところがこうして残っているのかなと思いますから、そこに努力していくのが農業委員の役目の一つだとも思います。豊後大野市は土地が広いと言われますが、何か対策を打たないとどんどんその農地が荒れてしまうと思います。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>他にご意見ありますでしょうか。</p> <p>はい、14番委員。</p>
<p>14番委員</p>	<p>3ページ上段の②の目標のところ、集積率が80%というのは県からの数字らしいのですが、これに対して他の市町村の農業委員会から意見が出ていたりすることはあるのでしょうか。</p> <p>また、新規就農者へ斡旋する等ありますけれども、白ねぎプロジェクト等で農地が抑えられているので、なかなか新規就農者へ農地を提供するのが難しいといった声も聞いたりするのですが、そのあたりについてどう対処を考えているのか聞かせていただけたらと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>一点目の最適化目標の集積の関係につきましては、令和2年度の指針として作成し、令和5年度が最終目標となっています。令和5年度の数値が県下の市町村で80%ということで、最も集積が進んでいたのが宇佐市だったかと思います。あとはどこの市町村もあまり変わらない状況だったかと思います。令和5年度に指針の見直しが出来ますの</p>

	<p>で、また今後見直しをして、達成が出来る目標にしていきたいと考えています。</p> <p>それから、新規参入者の促進についてです。これにつきましても農地法3条、中間管理を除く権利移動の分で5分の1ということで目標数値が決められております。面積でいうと2.9haと僅かなもので、1人あたりにすると園芸作物がほとんどを占めています。後は、親元就農というかたちで農地は必要ないというようなことで、このような数値となっています。県にも、新規就農者が農地を借りたいといったような場合には、中間保有している分を率先して欲しいとお願いをしているところです。私たちが設定した3.6haという数値なのですが、事務局に相談があった時には、まずあつせん事業で受付をしている農地を先に紹介したいとも考えているところでもあります。</p>
議 長	<p>他にご意見ありますでしょうか。</p> <p>はい、4番委員。</p>
4番委員	<p>用語について質問したいのですが、新規参入者ということで、行政が新規参入者と認める場合に、要件というか、認定新規就農者になっているのかなど、私も当初はそうでしたが行政との関わりなく就農することも可能なので、ここでは経営体という言葉を使っていますけれども、私はここにある4件や6件という数字は少ないと思います。どこで新規参入者の件数を把握されているのでしょうか。</p>
事務局	<p>この数字は、農業振興課の担い手支援係から共有のあったものです。これについては県で把握している数字ということで、恐らく親元就農の補助金や青年就農給付金等、そういったものを受けた方だと思います。第4次農業振興計画では、年間に20名程だったかと思いますが、新規就農者の計画がありました。これについては農業法人等に雇用された方も含まれているとのことですが、そこまでの数字は農業振興課で把握していないとのことで、この数字を載せているところでもあります。どこで新規参入者の件数を把握しているのかについては今、はっきりと説明が出来ず申し訳ありませんが、また判明した時には、説明をさせていただきたいと思えます。</p>
議 長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>これから採決します。「議案第28号 農業委員会による最適化活動の推進等について」、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>挙手全員です。</p>
議 長	<p>挙手全員により、「議案第28号 農業委員会による最適化活動の推進等について」は、原案のとおり決定されました。</p> <p>これをもちまして、令和5年第4回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。</p> <p>(とき、午後3時13分)</p>

豊後大野市農業委員会会議規則第 20 条の規定により、ここに署名する。

議事録署名委員 1 番委員 三代 忠 佑

〃 2 番委員 麻生 祐三子